

# 永田台小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定(令和6年3月改定)

## 1 いじめ防止に向けた永田台小学校の考え方

### ～いじめの定義(いじめ防止対策推進法2条)～

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

### いじめを防止するための基本的な方向

#### いじめの未然防止

- ・学校、学級風土づくり
- ・授業改善
- ・適切な人間関係の確立
- ・自己有用感の醸成

#### 早期発見・早期対応

- ・いじめを見逃さない体制強化
- ・教育相談体制の充実
- ・教職員の資質の向上

#### 適切な対処・措置

- ・児童、保護者との信頼関係の確立
- ・日常的な職員間の情報の共有
- ・地域・関係機関との連携強化  
(学校運営協議会)

### ～永田台小学校学校いじめ防止基本方針の目的～

教職員が、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、広く学校全体(含 保護者・地域)でいじめのない学校を目指すことを目的とする。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

### ～永田台小学校学校いじめ防止対策委員会の設置～

#### ◎永田台小学校学校いじめ防止対策委員会の役割

- ・いじめ事案に対して、この組織が中核となって判断や対応を行う。
- ・いじめ事案発生時に速やかに関係職員で構成。
- ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする。
- ・重大事態が起こった場合、中核となって調査。

- ・【いじめ未然防止及び早期発見のための取組】の年間計画作成。(年間通してPDCA サイクルで実施)

#### ◎年間計画 ( )は中核となる立場

- 4月 職員研修(専任) 授業作り、集団作りへの支援(専任)
- 5月 子どもたちの主体的な取組への支援(委員会活動等)  
いじめ早期発見のための生活アンケート【記名式・教育相談】(専任)  
懇談会・面談日等保護者との信頼関係作りへの支援(学年主任)
- 6月 YP アセスメント 児童アンケート(専任)
- 7月 個人面談で情報共有
- 8月 職員研修 (人権担当)
- 11月～12月 いじめ解決一斉キャンペーン【無記名式】(専任)
- 1月 個人面談 人権週間の取組 (人権担当) YP アセスメント 児童アンケート(専任)
- 2月 まとめ

構成員は、管理職、教務主任、養護教諭、児童支援専任、各学年主任、(当該児童担任)

必要に応じて CS,SSW,等専門家の参加を求める。

誰もが自己有用感をもてる学級へ向かって

居場所づくり

絆づくり

PDCA  
サイクル

【未然防止のための取組】

【いじめ加害に向かわせる大きな原因】

- 「友人ストレッサー」
- 「競争的価値観」
- 「不機嫌・怒りのストレス」など

改善するために・・・

- ◎だれもが安心できる場所や機会
- ◎自己有用感・充実感を感じられる場所や機会
- ⇒教師は意図的に提供していく

「教師の資質向上」  
「人権意識を高める」研修

『子どもの社会的スキル  
横浜プログラム』の活用等

◎集団づくり

- ・子どもたち相互の関係があたたかい集団
- ・個性を尊重する姿勢
- ・学校行事への主体的な取組
- ・失敗を受け止める集団

◎授業づくり

- ・わかりやすい → 見通しをもてる授業
- ・安心できる → ルールが明確な授業
- ・誰もが参加できる授業
- 全員が参加できる場面のある授業

【早期発見のための取組】

- ・永田台小学校学校いじめ防止委員会を核に情報の共有、職員体制づくり
- ・いじめを見逃さない教職員の人権感覚を高める研修
- ・定期的な児童へのアンケート
- ・何でも相談・連絡・報告できる信頼関係づくり(児童—教職員)(教職員同士)(教職員—管理職)
- ・学校運営協議会で基本方針を検討・周知

4 重大事態への対処

【報告】重大事態と思われる案件発生⇒直ちに教育委員会に報告

【調査・報告】いじめ防止対策委員会を直ちに立ち上げ、被害児童のケアを第一に迅速な対応。

⇒再発防止も視点においた調査を実施。委員会へ報告。

【児童・保護者への報告】調査によって明らかになった事実関係を児童・保護者に必ず報告。

◎被害児童の心情を理解した上で  
事実を正確に把握。

- ・被害児童の安全・安心の確保に  
全力を傾けることを伝える。

◎加害児童に事実を正確に認めさせ、二度と  
同じことをしないという気持ちを醸成する。

【注】被害児童の意思を活かしての対応。二次  
被害の危険を考慮にいれる必要あり。

◎傍観者への指導

- ・いじめの構造の理解と  
傍観者にならないための  
具体的行動。【絆づくり】

◎保護者への連絡・報告

- ・取組の方針確認・情報共有
- ・解決を急がない

◎保護者への連絡・報告

- ・情報共有・取組の方針、見通しを伝達
- ・子どもの背景を理解。内省を急がない。

◎状況に応じて

- ・出席停止・保護者会
- ・警察との連携

5 その他

- ・必要があると認められるときは、永田台小学校いじめ防止基本方針を改訂し、改訂後は速やかに公表する。
- ・見直しに関しては、いじめ防止対策委員会で見直し案を作成し、職員会議で決定するものとする。